

令和6年4月から ごみの分別区分が一部変わります！

令和6年4月1日より、ごみの分別区分が一部変更になります。
適正に分別して、ごみステーションに出していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

変更内容

- ①「スプレー缶」、「カセットボンベ」、「ライター」、「小型充電式電池使用製品」は「**有害ごみ(新設)**」に出してください。
- ②「白色トレイ」は「**プラスチックごみ**」に出してください。

○令和6年3月31日まで

小型破碎ごみ



スプレー缶 カセットボンベ ライター

(※オイル式ライターは、中身を空にして「小型破碎ごみ」に出してください。)



小型充電式電池使用製品
(※電池の取り外しが困難なもの)

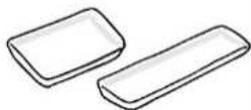


○令和6年4月から

有害ごみ(新設)

- ・スプレー缶、カセットボンベ、ライターは、使い切るかガス抜きをして必ず中身を空にして出してください。
- ・スプレー缶、カセットボンベの穴開けは不要です。(※穴を開けてしまったものでも「有害ごみ」に出してください。)
- ・中身があるものは、回収できません。
- ・中身を使い切れない場合は、次の場所に直接、お持ちください。
 - ・鳥取県東部環境クリーンセンター(鳥取市伏野2220)
Tel0857-59-1802 (※有料)
 - ・八頭町役場各庁舎設置の回収ボックス(※ライターのみ)
- ・収集頻度は、月1回です。
- ・袋に入れず、直接、収集カゴに入れて下さい。

白色トレイ



食品用発泡スチロールトレイ(白色のみ)



プラスチックごみ

- ・軽く水洗いして、指定ごみ袋に入れて出して下さい。
- ※色付きトレイは、従来どおり「プラスチックごみ」です。

※「家庭ごみの分別と出し方手引き(令和6年4月改訂版)」を令和6年2月下旬頃に全戸配布しますので、詳しくは手引きをご確認ください。

お問い合わせ

八頭町役場町民課(☎0858-76-0205 FAX0858-73-0147)

